令和 6 年 3 月 25 日

学校教育講座の学外活動に関わる安全マニュアル

教育学部学校教育講座

学校教育講座および講座教員の実施する授業・活動において学内での実習や実験等は想定されていないため、「学校教育実地研究」、学年単位・ゼミ単位での旅行・合宿等の学外活動における安全に関するマニュアルを以下のとおり定める。

①いずれの学外活動においても、全学の「学生事故防止マニュアル」の「キャンパス外における実験・実習の事故防止マニュアル」（別添資料 1）に則り、学生と担当教員のいずれもが事故防止のための事前準備（下記③に関する学生への事前指導を含む）、健康管理、安全の確保を遂行する。

②事故発生時には同マニュアル（別添資料 1）に則り、怪我、熱中症、身体症状等各事故の状況を把握したうえで、それに応じ、必要な専門機関（医療機関、保健管理センター、救急車）への受診・要請も含め対応する。

③現地への／からの移動中に学生が起こした事故については、学部の「教育実習中の学生が実習校への通勤中に起こした事故への対応について」（別添資料 2）に準じ、法令の遵守と被害者保護の原則のもと、学生本人は担当教員等関係者、活動先担当者等への連絡を行い、学生本人と担当教員等は被害者保護のための緊急対応（救急要請、警察への通報等）、事故報告を行う。交通事故の場合には原則的に警察に届け出る。

④緊急事態（重篤な障害、疾病、他者への傷害、災害避難等）が発生した場合には、教員は、学部の「学外活動での事故（疾病）等緊急事態対応マニュアル」（別添資料 3）に則り、速やかな学部への連絡、状況把握・記録、救急（応急）措置、関係機関等（消防、病院、警察、保護者等、負傷者、学部等）との連携を行う。